参考資料５

京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年３月31日条例第59号）

最終改正:令和４年12月23日条例第27号

改正内容:令和４年12月23日条例第27号［令和５年４月１日］

〇京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成16年３月31日条例第59号

改正

平成16年12月24日条例第24号
平成25年11月15日条例第51号
平成27年11月11日条例第15号
令和４年12月23日条例第27号

京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（以下「法」という。）第244条の２第４項の規定に基づき、同条第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募）

第２条　市長、公営企業管理者又は教育委員会（以下第15条までにおいて「市長等」という。）は、法第244条の２第３項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設（以下「指定施設」という。）の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

（１）　指定施設の概要
（２）　申請することができる団体の資格
（３）　申請を受け付ける期間
（４）　申請に必要な書類
（５）　第４条第１項の規定により同項に規定する指定候補者を選定する基準
（６）　指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
（７）　指定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
（８）　指定管理者に指定しようとする期間
（９）　その他市長等が必要と認める事項

（指定管理者の指定の申請）

第３条　指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長等に提出しなければならない。

（１）　申請団体の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
（２）　指定施設の名称

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　申請団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
（２）　指定施設の管理に係る事業計画書
（３）　指定施設の管理に係る収支予算書
（４）　その他市長等が必要と認める書類

（指定候補者の選定）

第４条　市長等は、前条第１項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査したうえ、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

（１）　指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
（２）　指定施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
（３）　指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

２　市長等は、前項の規定による選定と同時に、申請団体のうち指定候補者以外の団体（以下「非選定者」という。）を指定管理者に指定しない旨の処分をしなければならない。

３　市長等は、第１項の規定により指定候補者を選定した後、法第244条の２第６項の規定による市会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分をし、非選定者の中から指定候補者を選定することができる。

４　前項の場合において、市長等は、同項の規定による選定前に、指定候補者に選定しようとする非選定者に対する第２項の処分を取り消すものとする。

（指定管理者の指定）

第５条　市長等は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が市会において議決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しなければならない。

２　市長等は、前項の議案が市会において否決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分を行わなければならない。

３　市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（指定の条件）
第６条　指定管理者の指定には、指定施設の管理上必要な条件を付することができる。
（協定の締結）
第７条　指定管理者は、第2条第8号に規定する期間の開始前に、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。
2　前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
（1）　第3条第2項第2号に規定する事業計画書に記載された事項
（2）　指定施設の管理に要する費用に関する事項
（3）　指定施設の利用者等に係る個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項
（4）　指定施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
（5）　法第244条の2第7項に規定する事業報告書に記載すべき事項
（6）　その他市長等が必要と認める事項
（事業報告書の提出）
第８条　法第244条の2第7項の規定による同項に規定する事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内（同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあっては、その取り消された日の翌日から起算して60日以内）にしなければならない。
2　前項の事業報告書には、指定施設の管理に係る収支決算書を添付しなければならない。
（区分経理）
第９条　指定管理者は、指定施設の管理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。
（業務の休廃止）
第10条　指定管理者は、指定施設の管理の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けなければならない。
（原状回復義務）
第11条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった指定施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特に支障がないと認めたときは、この限りでない。
（市長等による管理）
第12条　市長等は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。
2　市長等は、前項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。
3　市長又は公営企業管理者は、第1項の規定により管理の業務を行う公の施設（その利用料金を指定管理者に収受させるものに限る。）の使用について、同項の条例に定める利用料金の額の範囲内において、市長又は公営企業管理者が定める額の使用料を徴収することができる。
4　前項の使用料の還付、減額又は免除については、第1項の条例の利用料金の還付、減額又は免除に関する規定の例による。
（秘密保持義務）
第13条　指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、指定施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
（情報公開）
第14条　指定管理者は、指定施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。
（意見の聴取）
第15条　市長等は、第2条本文の規定により公募しようとするとき、同条ただし書の規定により公募を行わずに指定候補者を選定しようとするとき及び第4条第1項の規定により指定候補者を選定しようとするときは、次条に規定する委員会（公営企業管理者にあっては、市長の附属機関である委員会）の意見を聴かなければならない。ただし、指定施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他意見を聴かないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。
（委員会）
第16条　市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、第2条本文の規定による公募、同条ただし書又は第4条第1項の規定による指定候補者の選定及び指定施設の管理に関する事項について、市長等の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、委員会を置くことができる。
（委員会の組織）
第17条　委員会は、それぞれ委員20人以内をもって組織する。
2　委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。
（委員の任期）
第18条　委員の任期は、2年以内においてそれぞれの委員会ごとに市長等が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。
（秘密を守る義務）
第19条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（部会）
第20条　委員会は、特定の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
2　委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。
（委員会に関する委任）
第21条　第16条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長等が定める。
（委任）
第22条　この条例の施行に関し必要な事項（委員会に関するものを除く。）は、市長が定める。

附　則　抄

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年12月24日条例第24号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成25年11月15日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年11月11日条例第15号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和４年12月23日条例第27号抄）

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。